

# 物品売買単価契約書（案）

下記物品の供給について、発注者 秋田県秋田地域振興局長 小林 栄幸 を甲、秋田県由利地域振興局長 古山 司 を乙（以下、「甲等」という。）とし、受注者 ○○○○○○ 代表者 ○○○○○○ を丙として、次のとおり単価契約を締結する。

## 1 物品名及び単価

物品名	規格・品質	購入予定数量	単位	1袋当たりの単価	摘要
凍結抑制剤 (固形剤散布用塩)	25kg 詰 袋 入	280	袋	〇〇, 〇〇〇 円 (うち消費税及び 地方消費税 円)	

- 納入期日 甲等が指定する日
- 納入場所 甲等が指定する場所
- 契約期間 自 契約を締結した日  
至 令和8年3月31日
- 契約保証金
- 特別契約事項 次のとおり

### (納入及び検査)

- 第1条 甲等は、発注伝票により丙に納入数量、納入期日及び納入場所を指示するものとする。
- 丙は、前項の発注伝票による納入期日までに物品を納入するものとする。この場合、納入予定日を甲等に通知しなければならない。
  - 甲等は、物品が納入された場合は、直ちに丙の職員の立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

### (代金の支払)

- 第2条 丙は、第1条第3項による引渡しをした後、甲等に引渡ししたそれぞれの数量を月毎に取りまとめ、その数量に1袋当たりの契約単価を乗じて得た金額を甲等に対し請求するものとする。
- 丙は、前項により請求する場合、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。
  - 甲等は、丙から前項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。
  - 甲等は、必要に応じて、丙に交付した発注伝票を請求書に添付させることができる。

### (危険負担)

- 第3条 物品の引渡し前に生じた損害については、丙の負担とする。ただし、甲等の責めに帰すべき理由による場合は、甲等の負担とする。

### (契約不適合責任)

- 第4条 丙は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下、「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲等の指示により生じたものであるときは、この限りではない。
- 丙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲等は、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、甲等がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を丙に通知しないときは、甲等は、前2項の請求をすることができない。ただし、丙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(条件の変更)

第5条 甲及び丙は、この契約の締結後、物価の急激な変動その他の理由により契約内容の変更を要すると認めるときは、この契約の条件の変更を申し入れすることができる。

- 2 この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅に乖離しても、甲又は丙は契約単価の変更を申し出ることは出来ない。

(履行遅滞)

第6条 丙は、発注伝票の指示のとおりに入納できないときは、甲等にその旨を申し出て、その承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、甲等がその旨を承認したときは、その理由が丙の責めに帰す場合には、次の計算により得た額を違約金として甲等に支払わなければならない。

$$\text{遅滞に係る金額} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 2.5\%}{365}$$

- 3 甲等は、甲等に帰すべき理由により第2条第3項の期間内にその代金を支払わない場合には、前項による計算により得た額を違約金として丙に支払うものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第7条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、丙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- 一 丙の責めに帰す理由により契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
  - 二 丙がこの契約の条項に違反したとき。
  - 三 丙から契約解除の申し出があったとき。
  - 四 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - 五 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 六 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 七 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 八 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、丙は解除相当部分に対する100分の10に相当する額を賠償金として甲に支払わなければならない。この場合において、丙が契約保証金を納付している場合には、その契約保証金の全部又は一部を賠償金に充てるものとする。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用は、丙の負担とする。

2 物品の納入及び検査に要する費用（検査の結果、不合格となった物品の引き取り等に要する費用を含む。）は、すべて丙が負担する。

（信義則）

第10条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲丙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、秋田県財務規則第7条第6項の規定による事務処理の委任に基づき、甲丙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 契約担当者  
秋田県秋田市山王四丁目1番2号  
秋田県秋田地域振興局長 小林 栄幸

丙 住 所 ○○○○  
商号又は名称 ○○○○  
氏 名 ○○○○